

法人役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人りじょう福祉会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び苦情対応第三者委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤理事長の報酬)

第3条 週平均2日以上勤務実態がある常勤の理事長に対しては、次のとおり報酬を支給する。

2 専任の理事長に対しては、(福)りじょう福祉会に勤務する最上級職位(事務長または園長)者の当年度給与に別表1の係数を乗じた額を、在任期間ごとに月額報酬及び定期賞与として支払うことができる。

3 法人の職員を兼務する理事長については、前項の規定により決定した額から職員給与として支給される額を差し引いたものを理事長報酬として支払うことができる。

4 第2及び3項に定める報酬額を変更する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(業務執行理事の報酬)

第4条 理事会の決議により継続的かつ定期的に業務を行う業務執行理事の報酬は、その役割、職務内容および業務量等を総合的に勘案し、別表2に定める額をもとに理事会で決定する。

2 法人の職員を兼務する業務執行理事については、前項の規定により決定した額の半額を理事報酬として支払うことができる。

3 第1及び2項に定める報酬額を変更する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(理事会の出席報酬等)

第5条 非常勤の理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 理事長及び理事が報酬の受領を辞退する場合には、これを支払わないものとする。

4 前項1の報酬等については、別表2の金額から源泉徴収後、現金または本人の預金口座へ振込で支給するものとする。

(非常勤理事の勤務報酬等)

第6条 非常勤の理事長が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 理事長及び理事が報酬の受領を辞退する場合には、これを支払わないものとする。

5 前項1の報酬等については、別表3の金額から源泉徴収後、現金または本人の預金口座へ振込で支給するものとする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費

弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 監事が報酬の受領を辞退する場合には、これを支払わないものとする。
- 5 前項1及び2、3の報酬等については、別表2及び別表3の金額から源泉徴収後、現金または本人の預金口座へ振込で支給するものとする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第8条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表3により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 苦情対応第三者委員が報酬の受領を辞退する場合には、これを支払わないものとする。
- 5 前項1及び2の報酬等については、別表2及び別表3の金額から源泉徴収後、現金または本人の預金口座へ振込で支給するものとする。

（出張旅費）

第9条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（役員等の職務証跡）

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

（改正）

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- この規程は、平成25年3月8日より適用する。
- この規程は、平成29年7月1日より適用する。
- この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表 1 理事長の報酬（月額）

等級	係 数
1号俸	1.10
2号俸	1.15
3号俸	1.20
4号俸	1.25
5号俸	1.30
6号俸	1.35
7号俸	1.40
8号俸	1.45
9号俸	1.50

(1)新たに理事長に任命された者の報酬は、原則1号俸とする。

(2)その後、再任の際には原則1号俸昇級する。ただし、9号俸以上の昇級は行わない。

(3)通勤手当については、りじょう福社会賃金規程に準じて支給する。

別表 2 業務執行理事の報酬（月額）

等級	金 額
1号俸	20,000円
2号俸	30,000円
3号俸	40,000円
4号俸	50,000円
5号俸	60,000円
6号俸	70,000円
7号俸	80,000円
8号俸	90,000円
9号俸	100,000円

別表 3 理事会及び評議員会への出席報酬（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び監事	8,000円	2,000円
苦情対応第三者委員	8,000円	2,000円

別表 4 業務報酬（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	15,000円	2,000円
理事及び監事	10,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	18,000円	2,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	2,000円

別表5 出張（日額）

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他
実 費	20,000円を上限とする実費	15,000円	実 費

注) 別表1及び2, 3の報酬については、源泉徴収後の金額を支払うものとする。

辞 退 届

私は、役員等報酬規程の第3条第3項、第4条第4項、第5条第4項及び第6条第4項に基づき、下記のとおり報酬の受領を辞退いたします。

記

実 施 日 平成 年 月 日

実 施 内 容	理事会出席
※該当する項目に	監事監査業務
○をすること	その他の勤務
	(内容)

辞退する報酬	理事会出席報酬
※該当する項目に	業務報酬（理事長）
○をすること	業務報酬（理事）
	業務報酬（監事）
	業務報酬（監事監査指導）
	業務報酬（苦情対応第三者委員）
	出張報酬

社会福祉法人りじょう福社会 理事長 様

年 月 日

住 所

氏 名

印

受領書

私は、役員等報酬規程の第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項に基づき、下記のとおり報酬等を受領いたしました。

記

受領金額 _____ 円

実施日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

実施内容 理事会出席
※該当する項目に 監事監査業務
○をすること その他の勤務
(内容)

受領金額の内訳 理事会出席報酬 (8,000円※)
※該当する項目に 業務報酬 (理事長) (15,000円※)
○をすること 業務報酬 (理事) (10,000円※)
業務報酬 (監事) (10,000円※)
業務報酬 (監事監査指導) (18,000円※)
業務報酬 (苦情対応第三者委員) (10,000円※)
出張報酬 (15,000円※)
実費弁済費 (2,000円)

※源泉所得税及び復興特別所得税を含む

社会福祉法人りじょう福祉会 理事長 様

年 ____ 月 ____ 日

住所

氏名

印